

### 3 条例制定にあたっての留意事項

今後、子どもの権利条例の制定にあたっては、主に次に示す事項に留意することが必要となります。

#### (1) 川崎市の現行制度との調整

##### ① 市民・子ども参加による条例案づくりであることをふまえて

ここに示した子どもの権利条例の骨子案は、市民や子どもたちの参加をはかり、市民や子どもにかかわる多くの関係者の意見を参考にし、あるいは反映しながら、市民とともに考え合いまとめたものです。

内容としては、子どもを権利行使の主体者として位置づけ、川崎の子どもの権利を理念的にまとめた権利宣言であると同時に、権利保障のための新たなしくみや制度も含んでいる総合条例をめざしたものとなっています。

このような条例の内容と策定方法は全国でも例がなく、また、川崎でも初めての試みであり、条例案の策定過程に意味があっただけではなく、そういう経過の中でまとめられた内容であることにも大きな意義があると考えています。

従って、この答申を受けて実際に条例を制定する際には、このような内容と策定経過の中で条例骨子案がまとめられたという、従来の条例づくりとは異なっている点に十分配慮していただくことを望んでいます。

##### ② 現行制度との調整

###### 【市民オンブズマン条例、統合的市民オンブズマン制度との調整】

川崎市では、市民オンブズマン条例が制定されて以来10年余が経過し、この間の著しい社会状況の変化等を背景として、市民オンブズマンには、現行の市政に関する苦情処理機関としての機能のほかに、市民間での差別や虐待などに対する抑止や調整といった新たな役割が求められてきております。

これらをふまえ、市では1999年から、既存の市民オンブズマンのほかに新たに人権に関する専門オンブズマンとして、男女平等、子ども等にかかわるオンブズパーソンを設置することを中心とした統合的オンブズマン制度について検討がすすめられております。

本答申において言及している子どもオンブズパーソンの設置については、子どもオンブズパーソンが単独で設置された場合に必要と考えられる事項を掲げておりますが、既に進められている統合的オンブズマン制度の検討の中にこの主旨が反映され、さらに実現されるよう十分な調整が必要となります。

###### 【情報公開条例、個人情報保護条例との整合性】

本答申においては、学校・施設等における子どもにかかわる情報の作成と開示や、運営および諸活動に関する説明の必要性等について、市の現行の制度をふまえたうえで言及していますが、子どものプライバシーの保護の観点からも、現行の情報公開条例や個人情報保護条例との整合性をさらに確保していくことが必要となります。

## **(2) 他**の**権利にかかわる法規等との関係について**

子どもの権利条例は、子どもの権利条約にのっとり、川崎市における子どもの権利を保障するために必要な基本的な事項を明らかにすることを主旨としておりますが、その運用にあたっては、既存の法規等との関係についてさらに整合性をはかるよう配慮が必要となります。

## **(3) 全庁的な取組を生かして**

子どもの権利条例は、川崎市が実施する事業等との関係において、ある特定の分野だけではなく広範囲に各局が実施する事業等にもかかわるものとなります。また、その範囲は行政内に止まるものではなく、行政以外の関係機関にも及ぶものとなります。

そのため、制度化にあたっては、行政内においては、各局における現行の事業内容や事務の所掌範囲等について慎重かつ十分な調整が必要であり、運用において各事業が円滑に推進されるよう配慮するとともに、行政以外の関係機関との連携、調整をあわせてはかっていかなければなりません。

この意味では、子どもにかかわる施策を全庁的に調整していく新たな部署の役割がきわめて重要なものとなります。